主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意 (三通)のうち、違憲をいう点について。

所論は、違憲をいうが、刑法一七五条が憲法二一条に違反しないことは、昭和三二年三月一三日大法廷判決(刑集一一巻三号九九七頁)の趣旨とするところであるから、所論は、採ることができない。

その余の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、捜査官の措置の不当の主張で あつて、上告適法の理由に当らない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四一年一一月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	五鬼	上	堅	磐
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	下	村	Ξ	郎